

# アーティストバンクいたばし 募集要項

「アーティストバンクいたばし」は、板橋区にゆかりのある文化芸術家を財団の「登録アーティスト」として広く区民に紹介し、アーティストの活動の機会や区民の文化芸術に触れる機会を増やすことを目的とするものです。

## ■ 登録アーティストの応募資格、条件

- 1 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とします。
  - (1) 個人又は団体の構成員のうち、少なくとも1名以上が板橋区にゆかり（在住・在勤・在学・活動拠点地・活動経験など）がある者を含むこと。
  - (2) 財団が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又は団体であること。
- 2 次に該当する場合は、登録対象外となります。
  - (1) 18歳未満の者（ただし、保護者の同意がある者を除く）
  - (2) 政治又は宗教的目的をもって活動しようとする方。
  - (3) 公序良俗に反する方、又は青少年の健全な育成を阻害する恐れのある方。
  - (4) 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められる方。
  - (5) 財団及び他の登録アーティストの品位を傷つける恐れのある方。
  - (6) その他、財団がアーティストバンクいたばしに登録することが不適当と判断する方。
- 3 プロ※として文化芸術活動を行っている方に限ります。※主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている方。
- 4 文化芸術のジャンルは不問とします。

## ■ 登録手続き等

- 1 応募方法  
登録アーティストの応募者は別紙の「アーティストバンクいたばし登録申請書」に必要事項を記入の上、CDやDVD、動画データなど活動内容が把握できるものを添えて、財団へ提出することとします。なお、提出された書類、音源、資料等は原則返却しないものとします。
- 2 募集期間  
令和2年6月1日（月）から随時
- 3 審査  
提出された書類と資料等により、財団で審査を行い、登録者を決定いたします。なお、審査内容及び結果等に関するお問い合わせには応じられません。審査の後、登録の可否を書面で通知します。
- 4 有効期間  
登録期間は年度を限度とします。ただし、申請時の活動内容に特に変更のない場合、1年間自動更新します。
- 5 その他
  - (1) 登録の抹消、登録内容の変更が必要な場合、速やかに届出てください。
  - (2) 本制度により、公演等の活動に結び付いた場合、財団へ報告をお願いいたします。

## ■ アーティストバンクに登録すると？

- 1 登録事項（登録申請書の公開情報欄）をホームページに掲載することで、活動内容を広く発信することができます。
- 2 区民との連携が生まれ地域の活性化と文化芸術の活性化につながることを期待されます。
- 3 アーティスト同士が世代・ジャンルを超えて情報交換・交流できます。

## ■ その他

- 1 利用者が出演交渉する際は、財団を仲介せず、登録アーティストと直接行ってください。
- 2 本制度によって、当事者及び第三者に損害等が生じたとしても財団は一切責任を負いません。
- 3 本制度に登録された個人情報、本制度の目的以外での利用はいたしません。なお、個人情報の取り扱いについては、財団の個人情報保護規程に基づき適切に行います。

## ■ 提出先・お問い合わせ先

板橋区文化・国際交流財団 文化事業係（〒173-00141 東京都板橋区大山東町 51 番 1 号）  
TEL：03-3579-3130 FAX：03-3579-2276 Mail：contact-one@itabashi-ci.org